

使用許諾条件書

第1条 使用許諾等

当協会は、お客様が本契約を許諾し遵守されることを条件として、本製品のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）を使用する権利をお客様に許諾いたします。また本製品に付属する本ソフトウェアに関するマニュアル等（以下「本マニュアル」）については、お客様が本契約を受諾し遵守されることを条件としてお客様に譲渡いたします。当協会は本ソフトウェア及び本マニュアルなどに関する著作権その他の知的所有権をお客様に譲渡するものではありません。

第2条 使用条件

1. 当協会は、本製品1ライセンスにつきユーザー1名のパソコン1台に限り本ソフトウェアのインストール及び使用許諾いたします。但し、ユーザー1名で、かつ複数のパソコンによる同時使用を行わない場合には複数台のパソコンでの本ソフトウェアのインストールおよび使用を許諾致します。
2. 本ソフトウェアの多言語における文字コードは日本語のみとなります。

第3条 禁止事項

- お客様が、以下の各行為を行うことは禁止いたします。
1. 前条に違反する本ソフトウェアの複製使用
 2. 本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング・解析等
 3. 本製品の譲渡。貸与・再利用許諾その他の処分。但し当協会の承認するものを除く。
 4. オークション等で本製品またはその複製物の販売譲渡、その他の行為
 5. 個人利用を超えた範囲での無断複製、及び無断使用
 6. データベースと連結した情報処理エンコード又はこれを目的とした処理のための使用。
 7. 日本語以外の文字コードを利用してエンコードを実施する行為。

第4条 有効期間

1. 本契約の効力は、お客様が本製品を受領した日に発生するものとします。
2. お客様が、本契約のいずれかの条項に反した場合、当協会は本契約を解除し、お客様の使用権を終了させることができます。
3. 本契約が終了した場合には、本製品をお客様のご負担で速やかに破棄するか、当協会に返却するものとします。（当協会の指示があればこれに従うものとします）

第5条 保証範囲

1. 本製品の選択、および使用効果については、お客様の責任とさせていただきます。当協会は本契約以外には本製品に関して一切の保証責任、または瑕疵担保責任を負わないものとします。
2. 本製品の仕様は電子マニュアルに記載されているとおりでありお客様の特定の作業に完全に適合することを保証するものではありません。
3. 当協会は、本ソフトウェアのプログラムに誤り（バグ）があることを当協会が確認し、購入日から1年以内に当協会が当該誤り（バグ）について修正した場合には、お客さまに対し修正したソフトウェアまたは、修正に関する情報を提供します。但し、修正したソフトウェアまたは修正に関する情報を提供することの要否・時期等については当協会に定めさせていただきます。修正したソフトウェアにも本契約が通用されるものとします。
4. 当協会は本製品をご購入されたお客様に限り、本製品に関するサービス・サポートを行うものとします。
5. 本製品の使用または、使用不能から生ずるいかなる他の障害に関して、当協会は一切の責任を負わないものとします。いかなる場合においても、お客様が被った直接的、間接的侵害に対する賠償額の上限は、1製品の価格を限度とします。

第6条 損害賠償

お客様が本契約の各条項のいずれかに違反し、当協会が直接的または間接的に何らかの損害を負い、または費用を負担した場合、お客様は当協会の請求に従って損害を賠償する責任を負うものとします。また、①違反使用によりお客様に生じた収益の金額、②違反使用によって当協会又は関係会社に生じた販売機会の喪失、③ライセンス料相当額のうち、いずれか大きい金額を、当協会の損害額と推定します。

特定非営利活動法人

日本視覚障がい情報普及援協会

Japan Association for the Visually-impaired Information Support

第7条 その他

1. 本契約は日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本使用許諾の条件については、放棄の訂正、または当協会に事情によって当協会が変更することがあり、お客様はそれに同意するものとします。変更については当協会のホームページ内に表示します。

2011年10月

2012年4月改定

2018年8月改定

2022年2月改定

特定非営利活動法人

日本視覚障がい情報普及支援協会